

□ 社会福祉法改正等について

① 社会福祉法改正の背景

- 国では平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるほか、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」が開催されるなど、地域共生社会の実現にむけた動きがみられます。

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）

これらの状況を踏まえ・・・

平成 29 年 2 月厚労省より、

「地域共生社会」の実現に向けた改革工程 が示されました。

「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることによって住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会を表します。

～改革の骨格～

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

「1. 地域課題の解決力の強化」内の取組として、**地域福祉計画の充実**が掲げられています。

② 社会福祉法の変更点・留意点

- 社会福祉法の改正により「第 107 条（市町村地域福祉計画）」が変更になりました。
 - 1) 策定が“努力義務”の計画になりました。平成 29 年度現在で、およそ 8 割の自治体が策定済み、もしくは策定予定となっています。

※平成 29 年の社会福祉法改正までは、任意の計画



2) 記載内容に下記2点が新たに加わりました

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

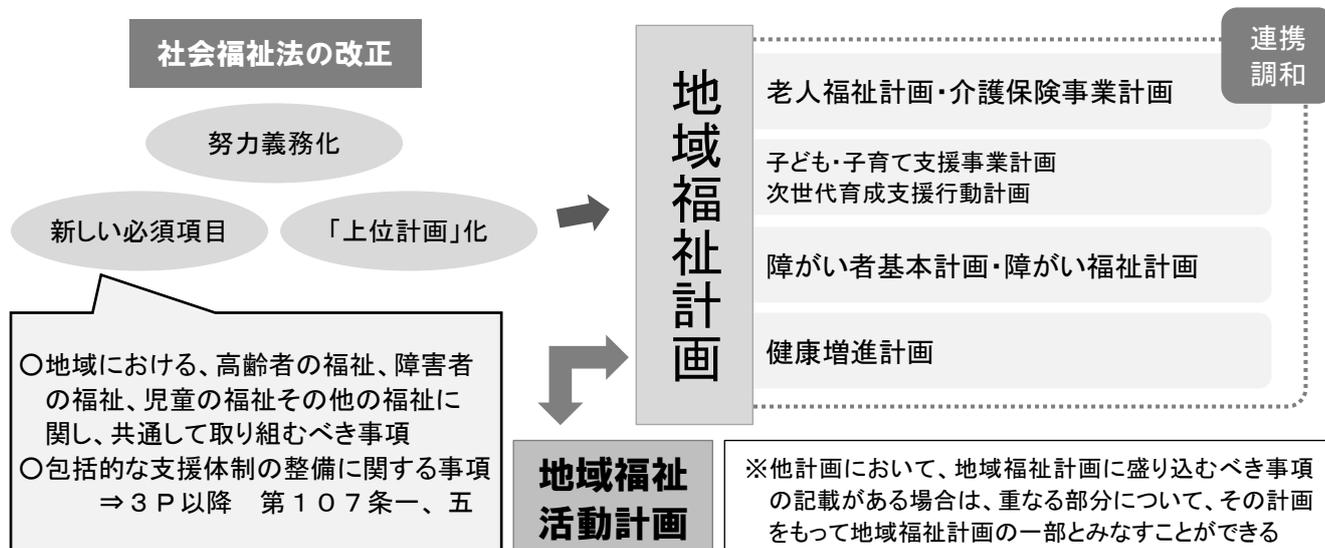
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

- 法改正には地域福祉計画が、関連計画よりも「上位計画」として位置づけられています。

※第107条一の「共通して取り組むべき事項」の記載が根拠とされる



- 平成14年の「策定指針」以来、明確な計画書作成の手引き（ガイドライン）はありませんでした。今回の法改正をふまえて、「ガイドライン」が示されました（※P2「参考資料」参照）。そのため、「第107条」と、「ガイドライン」の内容を計画に盛り込む必要があります。
- 「ガイドライン」では、第107条の一～五の5つをふまえないければ「法上の地域福祉計画としては認められない」とされています。（※5つの「趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある」となっています）
- 計画の期間は定められておらず、自治体が自由に決める（5年が多い）

③参考資料（ガイドラインの内容）

第 107 条

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 について【新規】

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。

各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例

<p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p>	<p>・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>
<p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p>	<p>・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策</p>
<p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p>	<p>・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）</p>
<p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p>	<p>・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）</p>
<p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p>	<p>・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一</p>

	<p>の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等</p>
<p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p>	<p>・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>
<p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p>	<p>・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方</p>
<p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p>	<p>・自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)</p>
<p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p>	<p>・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)</p>

<p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p>	<p>・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方</p>
<p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p>	<p>・再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>
<p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p>	<p>・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む)</p>
<p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p>	<p>・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理</p>
<p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p>	<p>・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組</p>
<p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p>	<p>・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制</p>
<p>タ 全庁的な体制整備</p>	<p>・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備</p>

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ 利用者の権利擁護 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
--

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ 地域福祉を推進する人材の養成 ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項【新規】

ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備(法第 106 条の3第1項第1号関係)(1 の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。)

(ア)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

(ウ)地域住民等に対する研修の実施

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備(法第 106 条の3第1項第2号関係)

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第 106 条の3第1項第3号関係)

(ア)支援関係機関によるチーム支援

(イ)協働の中核を担う機能

(ウ)支援に関する協議及び検討の場

(エ)支援を必要とする者の早期把握

(オ)地域住民等との連携

※107 条五 = 第 106 条の 3

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。